

理事及び監事の報酬細則

- 第1条 この細則では定款第 21 条に基づき、理事及び監事の報酬について定める。
- 第2条 理事及び監事の報酬総額は、年間 50 万円を超えないものとする。
- 第3条 理事及び監事が理事会等に参加した場合、交通費の他会議 1 回につき報酬として 3,000 円を支給する。
- 第4条 理事が事務局会議に出席した場合、交通費の他、会議 1 回につき報酬として 2,000 円を支給する。
- 第5条 理事及び監事が法人の業務を行った場合、交通費の他、1 回につき報酬として 3,000 円を支給する。
- 第6条 理事及び監事が法人の業務のため出張する場合、出張旅費、宿泊費の他 1 日あたり報酬として 3,000 円を支給する。
- 第7条 この細則は職員（園長）である理事には適用しない。

附則 平成 29 年 6 月 29 日制定、同日施行